

なるほど 

正しい事業承継

－ 経営承継円滑化法と税制 －

NPO法人 地経研
事業承継研究会
理事長 吉川 孝
✉:toiawase@chie-club.net

Vol. 33

事業継続基準 恐れるべからず?! : その2

先週は、ある70代の社長が、自社の顧問税理士を伴って相談にお見えになりました。

実は、その社長は以前に私のセミナーをお聞きになっていて、私のある言葉が印象に残っていたために、顧問税理士を説得して同行されたようでした。その言葉とは「まだまだ認知率の低い経営承継円滑化法と事業承継税制にもかかわらず、深く吟味することなく本制度を使い勝手が悪いとか、あまり有利でないとか…頭ごなしに否定的批判的な専門家がいるので、社長は主体的な判断をして欲しい」というものでした。

いらした税理士さんは大変に率直な方で、本制度に限らず、その会社のために積極的に事業承継課題に取り組んでくれると笑顔で話してくれました。

では、事業継続等の要件の続きです。

1. 総収入金額がゼロとなった場合

⇒事業年度の収益が無くなったということです。事業が廃止されたとみなされます。

2. 資産管理会社になった場合

⇒資産保有型会社又は資産運用型会社の要件（去年の7/29と8/5のvol.7と8で説明しています）に該当すると、本制度では事業の継続とはみないという判断になります。

3. 後継者が特例対象株式等の一部または全部譲渡した場合

⇒制度の趣旨から考えて申告期限から5年間は、特例を使って取得した株式を一株といえども譲渡や贈与によって手放してはいけないということ。

4. 解散した場合

⇒言うまでもなく事業の廃止ですから、事業の継続を支援する制度としては当然です。

5. 資本金又は準備金の額を減少した場合（欠損補てん、資本又は準備金組み入れを除く）

⇒要は「純資産の部が減らない減資や準備金の取崩」はOKだが、実質の資本金の払い戻しは、後継者が経営を承継するための株式取得を支援した制度趣旨に反する。

6. 合併消滅や株式交換完全子会社等になった場合や組織再編で株式以外の財産の交付があった場合

⇒自身が存続会社や完全親会社になって、しかも、後継者がその代表者である時は認定が継続されていきますが、申告期限からの5年間については合併消滅や完全子会社化は認定取り消しとなります。

7. 上場会社や性風俗特殊営業会社になった場合

⇒これは確認の時と同じ、個人的に理由は分かりませんが、制度一貫してNG。

■ご意見・ご質問等がございましたらFAXにてお問い合わせください。

なお、FAXの受信を希望されない方は「FAX受信拒否」にチェックを付けて、御社名をご記入の上、こちらの用紙を送信してください。

御社名

☐ FAX 受信拒否

FAX 番号 : 011-622-7768

文責 : 吉川孝（税理士・中小企業診断士・事業承継コーディネータ）

 日成コンサルティング株式会社